

＜若槻会＞規約

第1条 名称

本会の名称を若槻会とする。

第2条 事務局

本会の事務局は大阪医科薬科大学第一内科に置く。

第3条 目的

本会は日本糖尿病学協会ならびに大阪糖尿病協会の支部として糖尿病患者および家族を中心として結成し、糖尿病の理解と療養生活の向上のための活動を通じて、医療と福祉の増進はかることを目的とする。

第4条 事業

本会は第3条の目的を遂行するために事業を行う。

- 1) 学術講演会
- 2) 秋季遠足
- 3) その他本会の目的に沿った事業を行う。

第5条 会員

本会に加入するものは、糖尿病患者とその家族および若槻会の趣旨に賛同し、役員会の承認を得た者とする。

第6条 会費

会員は総会において定める会費を収めなければならない。

第7条 役員

- 1) 本会の目的を円滑に遂行するために下記の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 1名
 - (3) 会計 1名
 - (4) 監事 1名
 - (5) 顧問 1名
 - (6) 世話人 若干名
- 2) 役員は役員会を構成する。
- 3) 役員会は以下の事を協議し、決定する。
 - (1) 学術講演会、秋季遠足の開催について
 - (2) 糖尿病対策の推進に関する活動について
 - (3) その他
- 4) 役員の任期は2年とし、自薦、他薦により総会において選出する。

第8条 会議

- 1) 会議は、総会、役員会とする。
- 2) 総会は会長が毎年1回召集し、その議長を務める。会員数の十分の一以上の出席をもって定則数とする。必要に応じて臨時総会を招集する。
- 3) 役員会は、本会の運営、方針に関する重要事項について協議決定し、決定事項を実施する。
- 4) 監事は、年1回会計監査を行い、総会にて報告する。

第9条 会則の改正

本会則は総会の決議により変更できる。

第10条 会計

- 1) 本会の運営は会費、寄附金、その他を以て行う。
- 2) 本会の会計年度は、4月1日より翌3月31日までとする。

附則

- 1) 本会則は1997年4月1日より施行するものとする。
- 2) 本会則に定めのないことについては役員会において協議決定する。